

## 第4章 緑地の配置方針

### 1. 系統別配置方針

#### (1) 環境保全系統

環境保全系統の配置方針は、以下の視点より定めます。

##### ① 豊かな自然の保全

- 市街地周辺の丘陵地や段丘の樹林地は林業の生産基盤であり、水源涵養、都市の微気象緩和という機能を持っています。自然と共生するエリアとして、住民の協力を得て二次林の維持管理、自然林の保護などにより保全を図ります。
- 市街地周辺に広がる田園は、農業の生産基盤であり、また、保水能力や微気象緩和機能などを有し、都市の自然生態系に関わる重要なものです。河原田川、鳳至川、塚田川沿いは、都市的土地利用との混在化を抑制した計画的な土地利用を行い、一定の田園環境の維持、保全を図ります。
- 貴重な生物が生息する河川は、今後も貴重かつ多様な動植物の存在する空間として、また、市街地では都市にうるおいを与える親水空間として、その水辺環境の維持、整備を図ります。
- 森林整備にあわせた未利用材の有効利用、遊休地の有効活用、再生可能エネルギーの導入推進や省エネルギー機器・設備の普及推進など、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組みを推進します。

##### ② 風土の継承

- 輪島崎一带や鳳来山公園、史跡と一体となった緑地、社寺境内の樹林地は、風土を継承する緑地として、保存樹、保存樹林、自然環境保全区域の指定により、その保全を図ります。

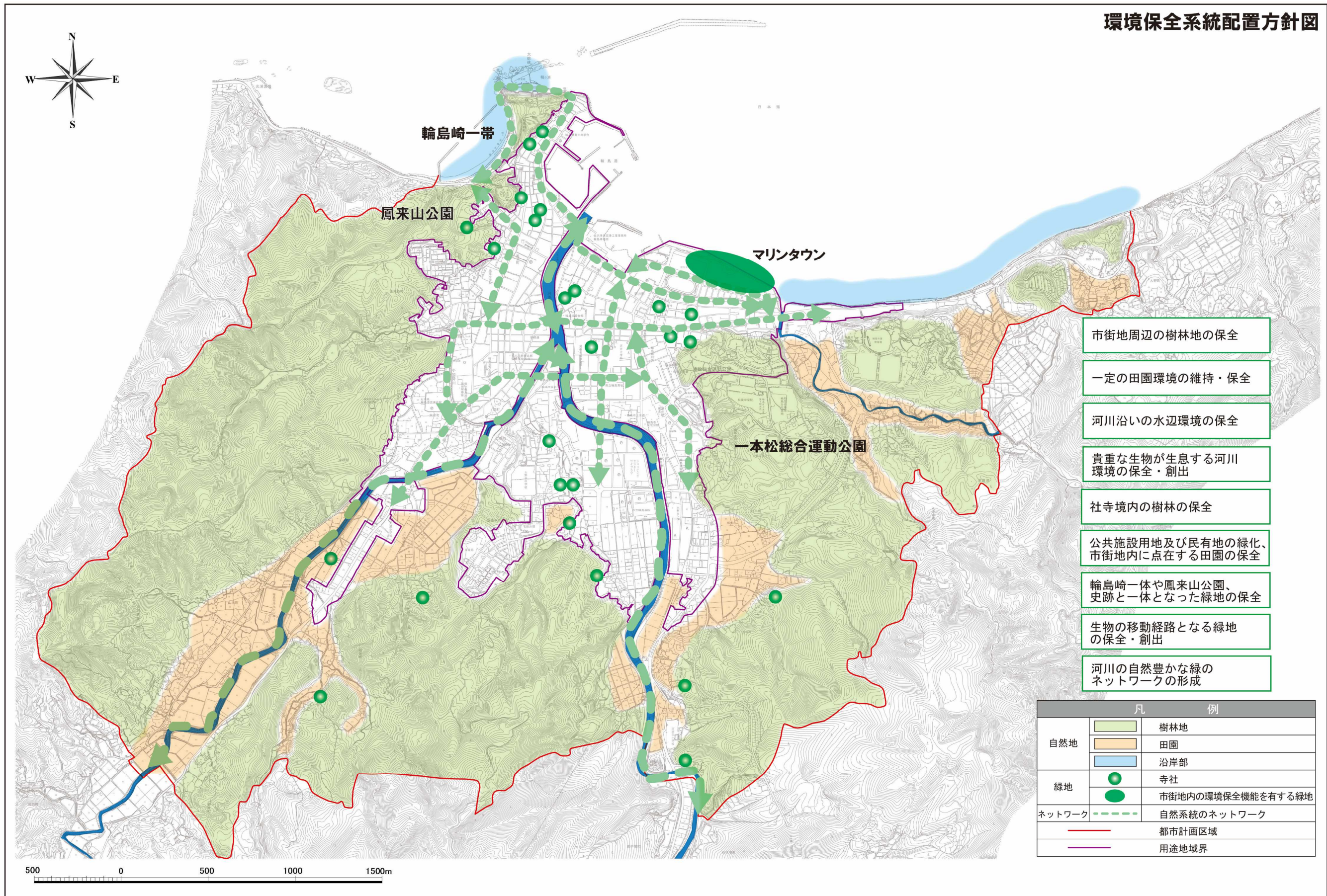
##### ③ 市街地の緑地の整備

- 生活環境の向上のため、住区基幹公園などの公園緑地の整備拡充、公共施設用地及び民有地での緑化を図ると共に、市街地に点在する田園の計画的な利活用を図ります。
- マリントウンには、市街地に接し、生活環境の向上に資する緑地を配置します。

#### ④緑地のネットワーク

- 良好な自然の存在する地区、貴重な生物の生息する地区などを保全するため、**生物の移動経路となるような緑地を確保**するとともに、生活環境向上に資する緑地の機能をより効果的に発揮するため、河川や道路による緑地のネットワーク化を図ります。
- 河原田川、鳳至川**は、内陸部の丘陵地から海までを結ぶネットワークとして**沿線の緑化及び水辺環境の保全整備**などを行い、**自然豊かな緑のネットワークを形成**します。
- 河川のネットワークでは、東西方向の軸に乏しいため、幹線道路等やオープンスペースの緑化により、ネットワークを補強します。
- 市街地に点在する緑地を結ぶように市街地の公共施設用地、民有地での緑化を図ります。

環境保全系統配置方針図



- 市街地周辺の樹林地の保全
- 一定の田園環境の維持・保全
- 河川沿いの水辺環境の保全
- 貴重な生物が生息する河川環境の保全・創出
- 社寺境内の樹林の保全
- 公共施設用地及び民有地の緑化、市街地内に点在する田園の保全
- 輪島崎一帯や鳳来山公園、史跡と一体となった緑地の保全
- 生物の移動経路となる緑地の保全・創出
- 河川の自然豊かな緑のネットワークの形成

凡 例	
自然地	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #d9ead3; border: 1px solid #ccc;"></span> 樹林地
	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #fce4d6; border: 1px solid #ccc;"></span> 田園
	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #d9ead3; border: 1px solid #ccc;"></span> 沿岸部
緑地	<span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #5cb85c; border-radius: 50%; border: 1px solid #333;"></span> 寺社
	<span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #5cb85c; border-radius: 50%; border: 2px solid #333;"></span> 市街地内の環境保全機能を有する緑地
ネットワーク	<span style="display: inline-block; width: 20px; border-bottom: 2px dashed #5cb85c;"></span> 自然系統のネットワーク
	<span style="display: inline-block; width: 20px; border-bottom: 2px solid #d9534f;"></span> 都市計画区域
	<span style="display: inline-block; width: 20px; border-bottom: 2px solid #a666b8;"></span> 用途地域界

図 環境保全系統配置方針図

## (2) レクリエーション系統

レクリエーション系統の配置方針は、以下の視点より定めます。

### ① 将来の都市発展に応じた適切な形態、規模の緑地の配置

○既成市街地及び市街化が進行すると考えられる市街地周辺は、誘致距離や都市計画区域人口1人当たりの公園緑地面積より、本市において不足している住区基幹公園あるいはそれに準じる公園緑地の配置を推進します。

### ② 多様なレクリエーション拠点の充実

○本市のレクリエーションの拠点となる鳳来山公園や健康ふれあい広場などの緑地の適切な維持管理を図り、多様なレクリエーション需要に応えます。

○運動施設の利用を中心とする施設系レクリエーションの拠点となる一本松総合運動公園の大規模改修や適切な維持管理による長寿命化を図ります。

○海水浴、キャンプ、景勝地の探訪など、海岸の自然資源を利用した海のレクリエーションの拠点となる輪島崎一帯（能登半島国定公園内）の散策路の適切な維持管理を図ります。また、すぐれた景勝地の自然環境を維持するため、清掃・美化活動を推進します。

○マリントウンは、こどもの広場、競技場などを利用した多様な交流を創出するレクリエーションの受け皿（拠点）として、公園緑地の保全を図ります。

○丘陵地や河川沿い、良好な田園などの自然に触れ合えるエリア及び市街地のまちなみや輪島の文化に触れ合えるエリアでは、それらの特徴的資源を生かすため、自然と触れ合える環境を保全するとともに、歩道・散策路などの歩行空間、休憩スペースとなるポケットパーク等の整備を図ります。

### ③ 緑地のネットワーク

○より活発なレクリエーション活動を図るため、拠点となる緑地相互間、交通集中地（道の駅輪島「ふらっと訪夢」、市街地中心部）や住居からレクリエーションの場までの道路における花植え等の緑化活動の推進、河川沿いの緑化、休憩や交流ができるオープンスペースとなる公園緑地の整備によりネットワーク化を図ります。

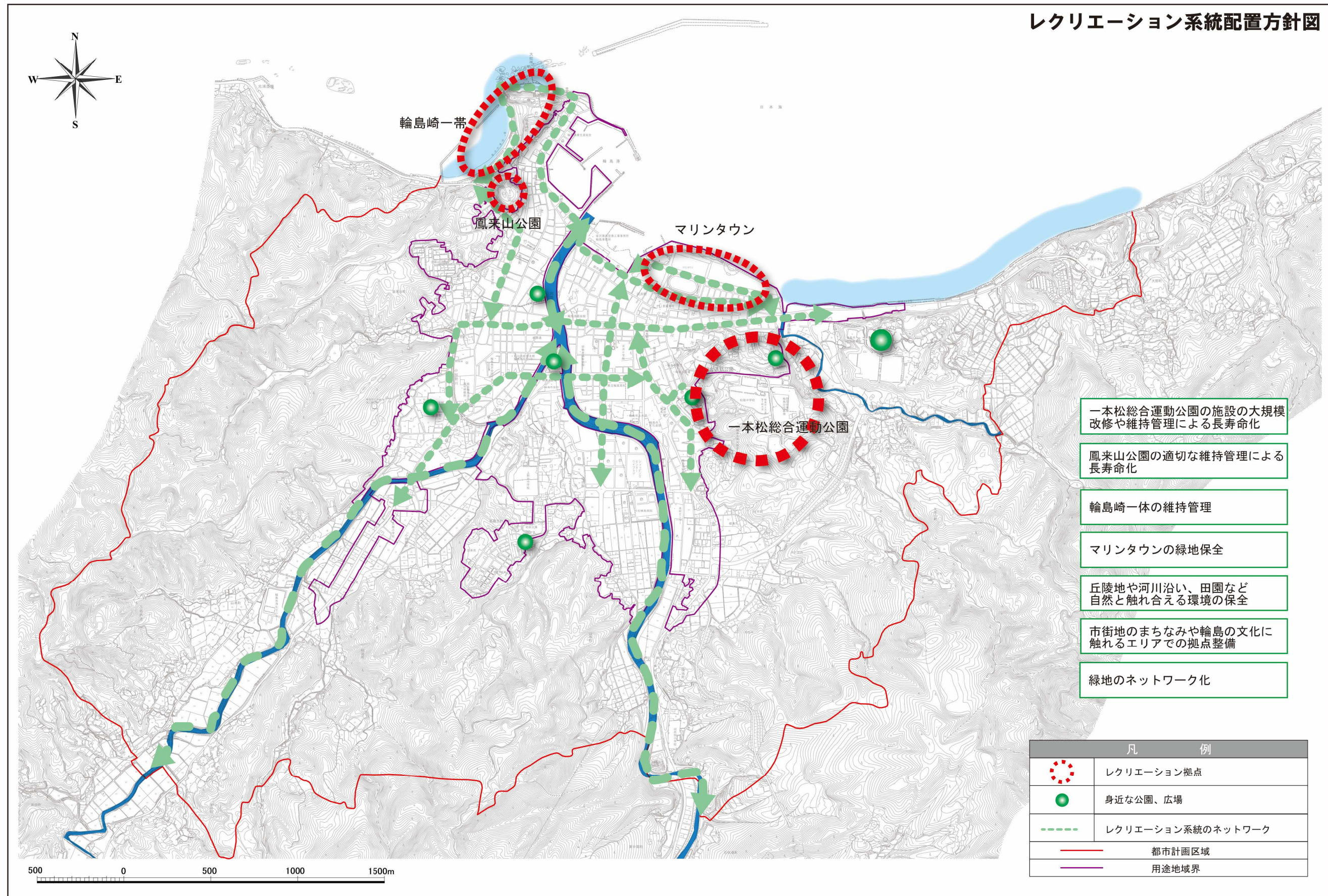


図 レクリエーション系統配置方針図

### (3) 防災系統

防災系統の配置方針は、以下の視点より、定めます。

#### ① 自然災害の防止、軽減

- 市街地周辺の丘陵地や段丘の斜面は、地すべり危険区域、急傾斜地危険区域などの災害の恐れのある区域として指定される地区があります。そのような区域及びその周辺も含め、樹林地の保全や緑化を図ります。
- 市街地周辺の丘陵地の樹林地や田園、都市内緑地は、洪水を防ぐための保水・浸透機能を有しています。近年、気候変動に伴い頻発化・激甚化する水災害に備え、森林の維持管理、田園の保全などによるグリーンインフラを活用した浸水対策を強化します。

#### ② 市街地の防災

- 住居より避難地までの避難路の確保のため、幹線道路、河川沿いの歩道の整備、沿線に接する公共用地や民有地での緑化を図ります。
- 災害時の避難地や救援や復旧活動の拠点となる一本松総合運動公園やマリントウン、市立輪島病院、指定緊急避難場所や指定避難所となる小・中学校、高等学校等は、敷地周辺の防災植樹、貯水槽、備蓄倉庫、防災・避難設備等の防災機能の充実を図ります。
- 既成市街地については、更に市街地郊外への避難を考慮し、市街地周辺に災害時の避難地、災害復旧、救援の拠点となる大規模な公園緑地の配置を図ります。
- 市街地における火災などの延焼遮断帯や災害の軽減や防止の働きのある河川や幹線道路の緑化を図ります。
- 密集住宅地に隣接する段丘や丘陵の斜面についても、火災などの延焼遮断帯や災害の軽減や防止の効果が期待できるため、その保全や緑化を図ります。また、住宅の密集する市街地での被害を軽減する働きのある防災空地における緑化の推進と社寺境内の緑地の保全を図ります。

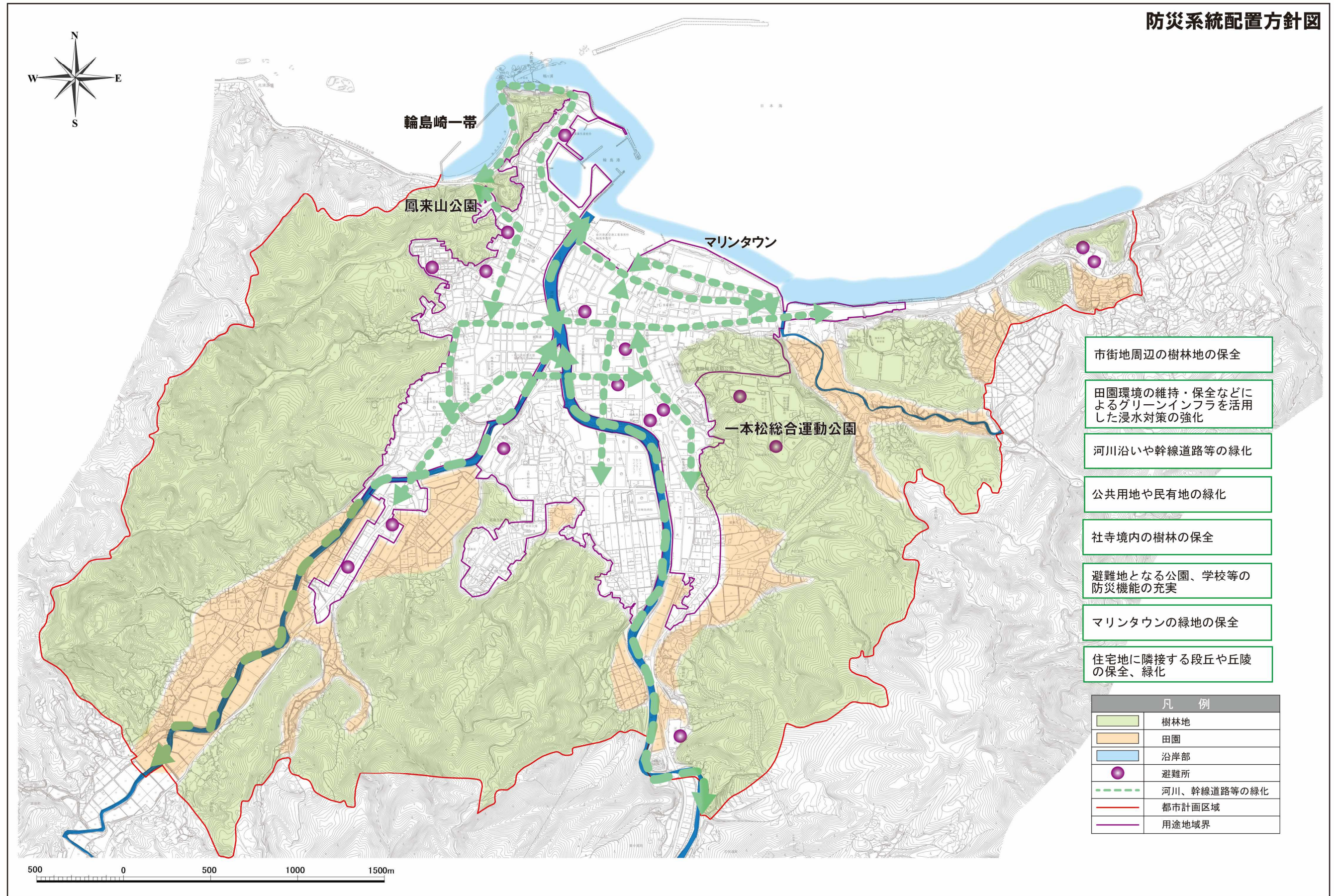


図 防災系統配置方針図

#### (4) 景観系統

景観系統の配置方針は、以下の視点より、定めます。

##### ① 郷土の自然景観の保全

- 二次林、人工林、極所的に存在する自然林が混ざり合う段丘や丘陵の樹林地は、里山の自然が存在し、輪島市のふるさとの自然景観として、二次林の維持管理、自然林及びその周辺の保護、保安林の指定の継続、自然環境保全地区としての指定などにより景観の保全を図ります。
- 輪島崎一帯の袖ヶ浜海岸などは、水辺の自然景観を良好な状態で維持しており、今後とも、その状態を維持するため、水辺の環境美化を図ります。
- 市街地周辺に広がる田園については、宅地化の可能性の高い河原田川、鳳至川、塚田川沿いは、都市的土地利用との混在化を抑制した計画的な土地利用を行い、田園と集落、背景となっている丘陵地の樹林と一体的となった景観の形成を図ります。
- 自然の地形がつくったランドマーク・眺望点である、輪島崎、三角洲、一本松総合運動公園、鳳来山公園などは、眺望点の整備や緑地の保全を図ります。
- 輪島市景観条例に基づき、輪島の自然・歴史・文化・風土などの特徴を色濃く残している樹木について、景観重要樹木としての指定を検討します。

##### ② まちなみ景観の形成

- 朝市通りや漁港など郷土のまちなみ、輪島市の商業や行政の中心となっている近代的なまちなみについて、各々の個性を発揮し、まちの美観向上に資する緑地を配置します。
- まちの緑化に対する住民の意識向上などを図り、民有地での緑化を促進します。
- 輪島市景観条例に基づき、輪島景観重点地区に指定された地区では、景観形成基準に基づく緑化を推進し、緑豊かなまちなみ景観を形成します。
- 幹線道路等のシンボルロード、道の駅輪島「ふらっと訪夢」、公共施設、マリントウン、河川沿い、駐車場などの緑化を図ります。
- 伝統や歴史に根づいた各町内の社寺境内、史跡などの緑地は、保存樹、保存樹林の指定により保全を図ります。
- 企業などの工場敷地では敷地周辺の緑化やオープンスペースの確保を行い、住宅地では接道部に生垣を設置、巨樹や古木などの保護等を行います。
- 緑豊かな市街地の形成を目指し、新たにつくられる市街地では、計画的な緑化の配置を行います。



③景観軸の形成

- 幹線道路及び河原田川、鳳至川は、市街地を縦横に走り、輪島市の方向を明らかにしている景観軸として、周辺の景観との調和のとれた、街路樹や河川緑地の保全整備を図ります。

景観系統配置方針図

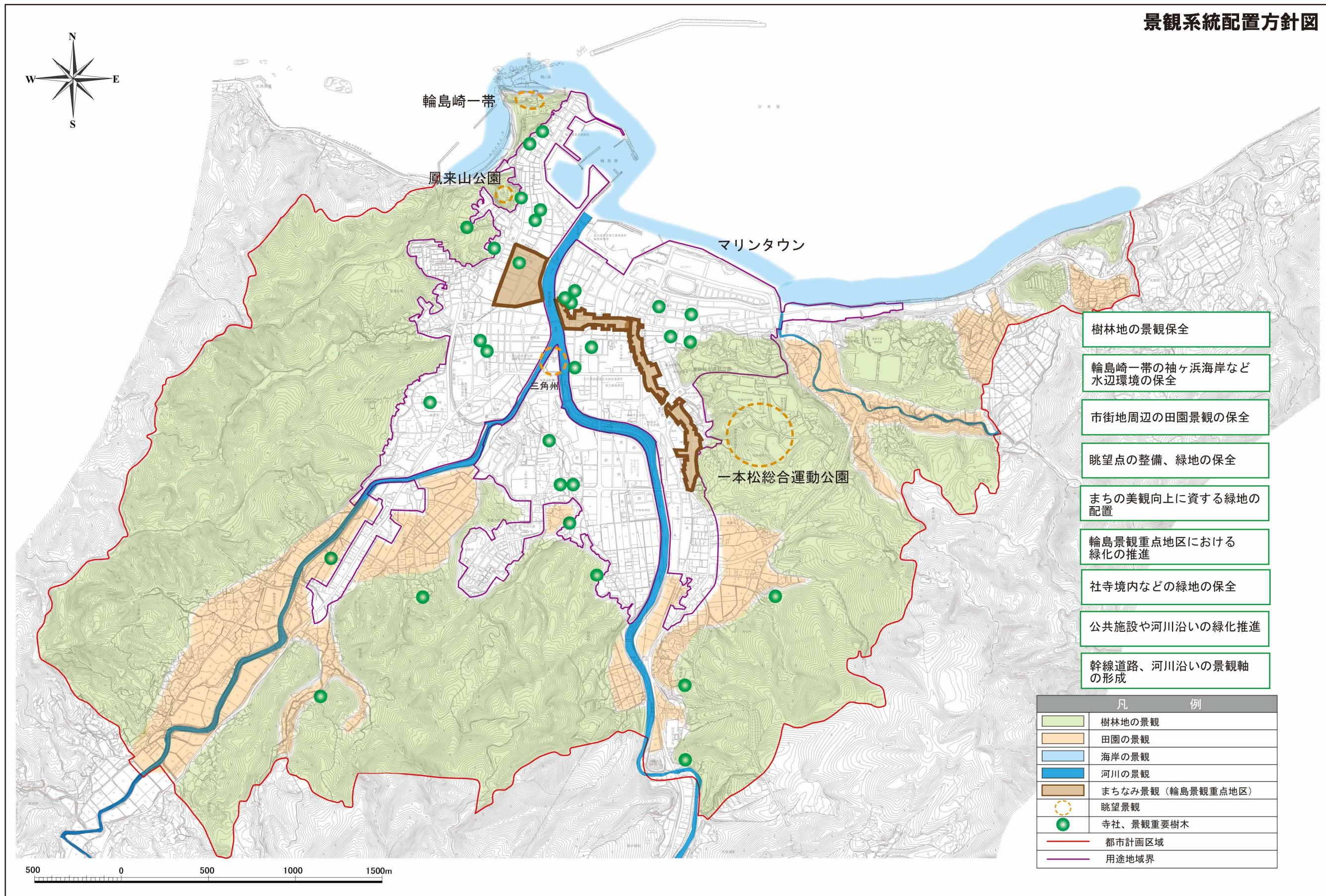


図 景観系統配置方針図

2. 総合的な配置方針

(1) 系統別配置方針の整理

緑地の4系統別の配置方針に基づき、本計画における都市づくりの基本方針に沿って、系統別配置方針を整理します。

表 基本方針別に見た系統別配置方針の整理

基本方針	環境保全	レクリエーション	防災	景観
都市の基盤となる緑をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公園緑地の整備拡充</li> <li>○公園緑地の保全</li> <li>○沿道、沿川の緑地のネットワーク整備</li> <li>○市街地に点在する田園の計画的な活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住区基幹公園の整備拡充</li> <li>○ウォークアブルシティや河原田川、鳳至川沿いの歩道整備と中継点(ポケットパークなど)の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難路や延焼遮断帯となる道路や河川沿いの緑化</li> <li>○避難地となる大規模な公園緑地の配置</li> <li>○小・中学校、高等学校、病院の防災機能の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市施設(道の駅輪島「ふらっと訪夢」、駐車場など)の緑化</li> <li>○幹線道路等の緑化</li> <li>○まちの美観向上に資する緑地の配置</li> <li>○市街地での計画的な緑化の配置</li> </ul>
都市の骨格となる緑を守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>○段丘や丘陵の二次林の維持管理、自然林の保護</li> <li>○河川沿いの計画的な土地利用による一定の田園環境の保全</li> <li>○生物の生息する水辺環境の整備</li> <li>○森林整備にあわせてゼロカーボンシティの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○丘陵の樹林地や市街地周辺の良い田園など自然と触れ合える環境の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害の恐れのある区域として指定された丘陵地や段丘斜面の樹林地の保全</li> <li>○保水・浸透機能や延焼遮断効果を有する田園、段丘や丘陵地の樹林地の保全、グリーンインフラを活用した浸水対策の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○段丘や丘陵の二次林の維持管理、自然林の保護</li> <li>○河川沿いの計画的な土地利用による一定の田園環境の保全</li> <li>○河川沿いの緑化</li> <li>○ランドマーク・眺望点となる緑地の保全</li> </ul>
風土の緑を守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡と一体となった緑地、社寺境内の樹林地、輪島崎一帯の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○輪島崎一帯の自然環境の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地での火災の被害を軽減する社寺境内の樹林地の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○輪島崎一帯の景勝地の保全</li> <li>○社寺境内の樹林地、史跡と一体となった緑地の保全</li> </ul>
郷土景観を受け継ぐ緑を守る	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緑豊かな田園景観の保全</li> <li>○丘陵地や田園と集落の一体的となった景観の保全</li> </ul>
緑の交流拠点をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地での緑地のネットワーク化のため、公有地、民有地での緑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○拠点となる公園緑地(一本松総合運動公園、マリントウン、輪島崎一帯など)の施設の適切な維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小・中学校、高等学校敷地等公共用地での緑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民有地での接道部での緑化</li> <li>○企業や工場敷地での緑化</li> </ul>
市民と緑を育てる	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内の交流の場となる広場の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民有地の緑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の意識向上などによる民有地の緑化促進</li> <li>○輪島景観重点地区における緑化</li> </ul>

第1章 緑の基本計画について

第2章 緑の現状と課題

第3章 計画の将来像及び目標

第4章 緑地の配置方針

第5章 緑地の保全及び緑化推進施策

第6章 計画の推進と進捗管理

## (2) 配置方針

緑地の4系統別の配置方針に基づき、本計画における都市づくりの基本方針に沿って、下記のとおり配置方針を整理します。

### ①面の緑

～大規模で面的な広がりを持つことで価値のある緑地～

○河川沿いの田園地帯は、都市的土地利用の混在化を抑制し、計画的な土地利用を行うことで、一定の田園環境の保全を図ります。

○段丘や丘陵の樹林地は、地域森林計画対象民有林や保安林として保全、二次林の維持管理、自然林の保全を図ります。田園や樹林地を地域性緑地として指定をすると共に、活用（散策路、自然体験）の方策についても検討を図ります。

○輪島崎や稲舟海岸など、輪島の特徴的な沿岸部の水辺環境の豊かな自然の保全を図ります。

### ②点の緑

～点としての拠点利用、存在価値のある緑地～

○レクリエーション活動の拠点となる一本松総合運動公園や鳳来山公園、輪島崎一帯、マリントウンなどの大規模な緑地は、施設の保全整備を図ると共に、その豊かな自然環境を保全します。

○河川沿いや幹線道路などのネットワークの中継点（公園広場やポケットパークなど）として、公共施設用地での公開性のある緑地の整備やオープンスペースの整備を図ります。特に小・中学校、高等学校については交流の場や避難地としての整備も図ります。また、社寺境内、学術的・文化的価値のある史跡などの緑地は、市街地での緑あるオープンスペースとして保全を図ります。

○市街地周辺での宅地化や公共施設の廃止等で空き地が発生した際は、住民の交流の場の整備やオープンスペースの整備を図ります。

### ③線の緑

～連続的な緑地により緑地と緑地をつなぎ、ネットワークを形成する緑地～

○河原田川や鳳至川沿いでは、その周辺環境に合わせ、市街地では都市の水辺景観として周辺の適正な緑化、市街地から市街地周辺にかけては市街地から近い親水空間として緑道や親水広場の整備、市街地周辺については豊かな自然のある水辺環境として保全整備を図ります。また、災害時の延焼遮断や避難路としての機能の充実を図ります。

○幹線道路等は、住宅から公園緑地を結ぶ快適な歩道として緑化し、生物の移動空間ともなり得る帯状の緑地の整備を図ります。また、沿線の公有地及び民有地での緑化を推進します。このほか、幅員のある道路については、河川と同様に災害時の延焼遮断機能や避難路としての機能の整備を図ります。

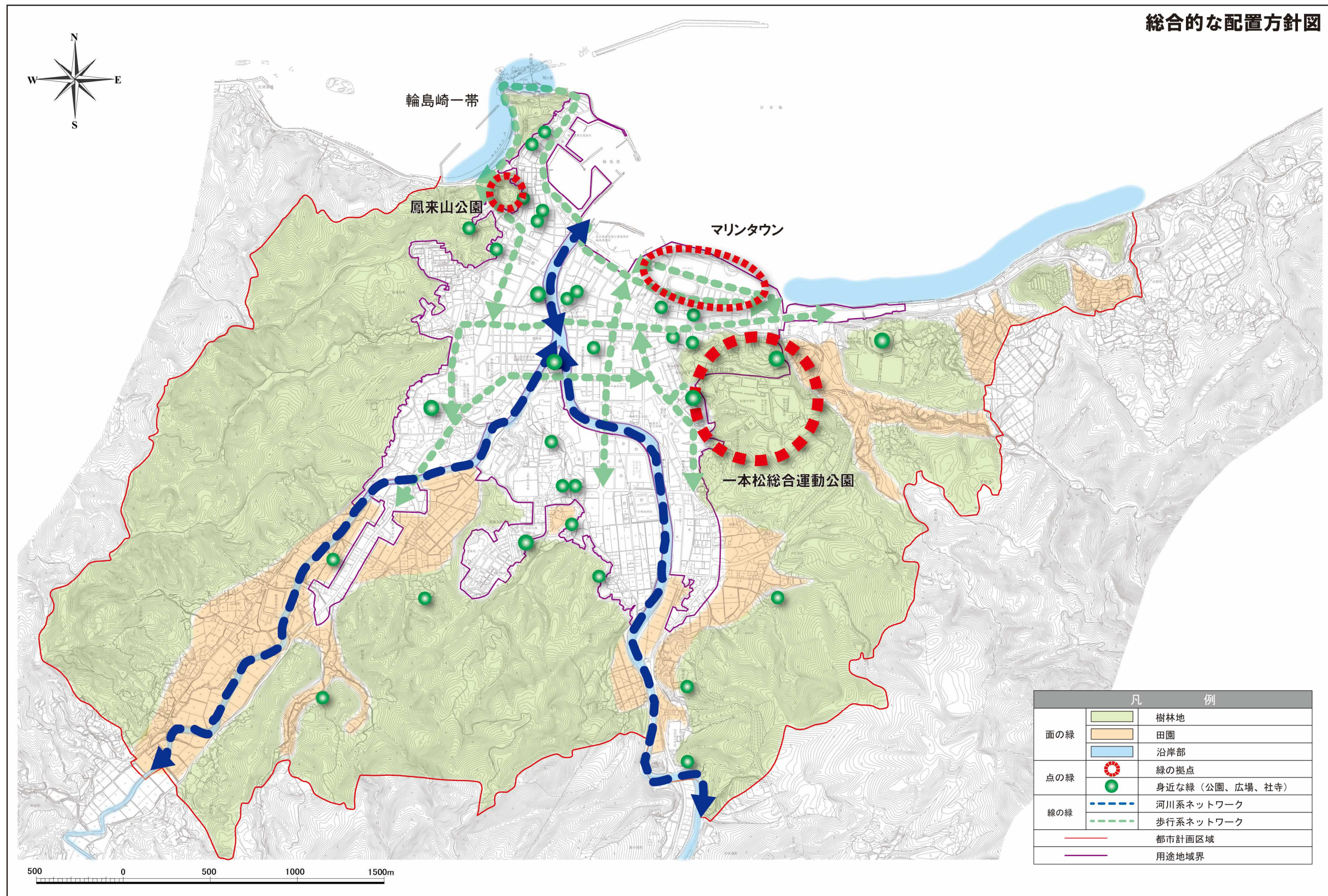


図 総合的な配置方針図